

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

犯罪被害者やその家族・遺族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的ショックや周囲の心ない言動による二次的被害など、被害後に生じる様々な問題に直面しています。

精神的なショックや身体の不調

犯罪被害者は、日常生活ではありえない辛い体験をしたために、精神的に強い衝撃を受けます。精神的なダメージがひどい場合には、無気力・無感動になったり、わけもなく突然心臓がドキドキしたりするなどの症状が現れる人もいます。

経済的困窮

怪我を負わされた被害者は、治療のために高額な医療費がかかります。
また、一家の大黒柱が被害者となった場合、家族は収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。

犯罪被害者等が立ち直り、再び平穩に過ごせるようになるためには、地域の皆さんの理解と配慮、そして協力が必要です。

偏見やうわさ話による孤立感

周囲の人々から偏見を持って見られたり、無責任なうわさ話や無神経な言動、「被害者にも落ち度があった。」など、いわれのないことで名誉を傷つけられ、孤立感に苦しんだりすることも少なくありません。

刑事司法に係る負担

警察署における事情聴取などの捜査協力だけでなく、検察庁や裁判所にも行かなければならないことがあり、精神的にも時間的にも大きな負担がかかります。



犯罪被害者のための相談窓口

性犯罪被害相談電話 # 8 1 0 3
0 1 2 0 - 7 8 3 8 7 0 又は # 8 1 0 3
性犯罪被害の相談に専門の警察官が対応します。

静岡県性暴力被害者支援センター (SORA)
8 8 9 1 又は 0 1 2 0 - 8 8 9 1 - 7 7 (通話無料)
性暴力被害について専門の相談員が対応します。

SP

龍山だより

天竜警察署

龍山駐在所
発行責任者 板倉孝文
(電話926-0110代)

地震だ! 津波だ!

さあスタート!

さ	あ	ス	タ	ト
さわがず	あわてず	すぐに	高く	遠くへ

とにかく逃げる!
自分から動く!

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

ダメ!! ながらスマホ

ダメ!! 酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用時 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金